

- ⑤ 関係機関・団体との連携強化により児童生徒等の安全確保に関する情報交換を行うとともに、情報連絡網を整備すること。

児童生徒等の安全を確保するために必要な関係機関・団体との連携は緊急時だけでなく平常時から情報交換会などで連携強化を図ることが重要となる。

- ⑥ 関係機関・団体の協力の下で、教職員等、保護者等による防犯訓練を実施すること。

警察署や防犯協会などの協力を得て防犯訓練を行うことが重要となる。



防犯訓練の様子

6 安全確保についての校外体制の整備

保護者等及び自治会等と協働し、児童生徒等の安全につながる次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 安全管理、注意喚起等に関する文書等を各家庭へ配布し、地域で掲示する等速やかな周知体制を整備すること。
- ② 登下校時の見守り活動やパトロール等を実施すること。
- ③ 不審者を発見した場合、警察署及び学校等へ速報すること。



- ④ 校外での教育活動において学校支援ボランティア(注5)の協力を得ること。

(注5) 「学校支援ボランティア活動」とは、学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。（文部省「教育改革プログラム」平成9年1月）

- ⑤ 「子ども110番の家」の拡大に向けて関係機関へ働きかけること。

5 児童生徒等に対する安全教育の充実

学級活動、学校行事等様々な学習機会を活用して、児童生徒等が犯罪被害に遭わないための知識や様々な危険を予測及び回避できる能力を身につけ、日常生活全般において安全確保のために必要な事項を実践的に理解できるよう、計画的な安全教育の実施に努め、かつ、次のような取り組みの実施に努めるものとする。

- ① 緊急時の対処方法について習熟するために防犯訓練を実施すること。
- ② 地域における危険箇所を周知すること。
- ③ 「子ども110番の家」の場所及び利用方法を周知すること。
- ④ 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等を指導すること。



児童生徒等が一人にならないように集団登下校の実施、通学路の安全指導をはじめ防犯ブザーの活用練習や大声を上げるなどの防犯訓練等の実施、通学路安全マップの作成を通じて、児童生徒等が自ら情報収集、分析し、危険を予測、回避できる能力を身につけられるような教育を実施するなどが考えられる。